

告 示

埼玉県告示第千三百九十九号

測量計画機関である埼玉県河川砂防課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県河川砂防課

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

四 作業期間

令和五年十一月十三日から令和六年三月二十九日まで